

かいはし

JITCO JOURNAL

◎もっと役立つ入管指南

点検・取次ぎを依頼していただく際の留意事項について

◎労務管理の窓から

食品製造業に従事する技能実習生の安全・健康の確保

●トピックス1

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が可決・成立しました

●トピックス2

2016年JITCO交流大会のご報告



1

Vol.128

2017.January

かじはし

JITCO JOURNAL



2017.1 Vol.128

表紙の写真：ボロブドゥール寺院遺跡（インドネシア）

ボロブドゥール遺跡（Borobudur）は、インドネシアのジャワ島中部のケドゥ盆地に所在する世界最大級の石造の仏教寺院です。建造は200年前とも言われ、世界遺産に指定されています。遠くから眺めれば、勇壮な山々を連想させる佇まいに魅了され、その内部に立ち入れば、一千枚を数えると言われる仏教説話や鳥獣、文様等のレリーフの意匠に心を奪われます。また、この遺跡で人気を博しているのが「サンライズツアー」で、立ち並ぶ無数のストゥーパ（仏塔）が日の出と共に薄闇に浮かび上がる様子は、まさに神秘的です。

トピックス1

- 1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が可決・成立しました

トピックス2

- 2 2016年JITCO交流大会のご報告

海外情報

- 11 ■ タイ労働省雇用局との協議等について ■ インドネシア政府窓口との定期協議及びジョイントセミナー開催について

もっと役立つ入管指南

- 12 点検・取次ぎを依頼していただく際の留意事項について

労務管理の窓から

- 14 食品製造業に従事する技能実習生の安全・健康の確保

日本語指導お困りですか？

- 16 講習の日本語指導の報告書作成について

お国ぶり暮らしぶり

- 18 あなたの国の暮らしに役立つ言葉

JITCO の教材

<新刊の紹介>

■ 2016年度版 JITCO 白書(外国人技能実習・研修事業実施状況報告)

<復刻版>

■ (復刻版)外国人研修におけるトレーニングテキスト

<既刊本>

■ 安全衛生管理のしおり

■ 外国人技能実習における健康管理のしおり

- 22 ■ 技能実習記録(講習記録付)

JITCO ニュース

- 23 ■ 【技能実習生への注意喚起のお願い】失踪・ネット犯罪の防止について

- 24 JITCO カレンダー／JITCO セミナーのオンライン申込みガイド／編集後記

技能実習Days 特別編

● 第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール フォトギャラリー

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が可決・成立しました

去る平成28年11月18日、第192回臨時国会・参議院本会議において「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が可決・成立し、同年11月28日、同法が公布されました。同法の概要は以下のとおりです。施行日については「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」となっており、追って公表されます。

今後、同法の施行に至るまでに、パブリックコメント、主務省令等が発布され、さらなる詳細が決定する予定です。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。
- (3) 実習実施者について、届出制とする。
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。
- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、
 - ・ (2)の技能実習計画の認定
 - ・ (2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査
 - ・ (3)の実習実施者の届出の受理
 - ・ (4)の監理団体の許可に関する調査
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

※厚生労働省ホームページ「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)について」〈技能実習法の概要〉より JITCO 作成

※JITCO では、主務省令等が確定次第、監理団体・実習実施機関等の皆様を対象に、「外国人技能実習 新制度説明会(仮称)」を開催いたします。開催日時等の詳細は JITCO ホームページ等に掲載いたします。

Topics 2 2016年 JITCO 交流大会のご報告

2016年10月7日、経団連会館（東京都）において「2016年JITCO交流大会」が開催されました。本稿では、当日の講演、発表の様子をご紹介します。

※ 誌面の都合上、実際の講演の一部のみを掲載。内容は2016年10月7日時点に基づく。



第一部

第一部では、公益財団法人 国際研修協力機構理事長 鈴木和宏による開会挨拶に続き、同専務理事 新島良夫より、2016年度の技能実習・研修状況についてご報告しました。

開会挨拶



(公財)国際研修協力機構 理事長

鈴木 和宏

本日ご来場の皆様におかれましては、ご多用中にも関わらずご出席を賜り、主催者を代表して心から御礼申し上げます。

皆様をご存じのように、外国人技能実習制度は、民間ベースにおける技能・技術・知識の移転を通じ、開発途上国等の経済発展を担う人材育成に貢献することを目的とし、創設されました。

JITCO は、1991年の設立以来、技能実習制度の発展の歴史と共に歩んでまいりましたが、おかげさまで、今年、創立以来、25年を迎えることができました。これも、ひとえに、賛助会員の皆様を始め、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

技能実習制度は四半世紀にわたり、景気変動等による荒波を

受けながらも、実習期間の延長、技能実習2号対象職種の拡大等の制度改革を伴いつつ、発展と拡充を遂げてまいりました。その一方で、賃金不払いや長時間労働といった不適正事案が、一部の関係者とはいえ発生し、技能実習生に対する人権保護が十分ではないとの批判が国際社会からも寄せられています。

こうしたことを背景に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が、国会に提出されており、技能実習制度は、今、大きな転換点を迎えようとしています。

法案が可決・成立した場合には、新たに外国人技能実習機構が設立され、監理団体、実習実施機関に対する監督機能が強化されるものと思われませんが、JITCO は、技能実習制度に関する総合支援機関として、新制度移行後も、監理団体、実習実施機関の皆様に向けた、申請書類の点検・取次ぎ、セミナーの開催、各種相談の受付、教材等の提供といった各種支援をより一層充実してまいります。

最後になりますが、この JITCO 交流大会が、ご出席の皆様にとりまして、技能実習制度に関する最新の動向を共有する有意義な機会となり、技能実習生、監理団体、実習実施機関をはじめとする制度関係者が互いに手を携え、共に前進していく一助となりましたら、幸いでございます。

技能実習・研修状況のご報告



(公財)国際研修協力機構 専務理事

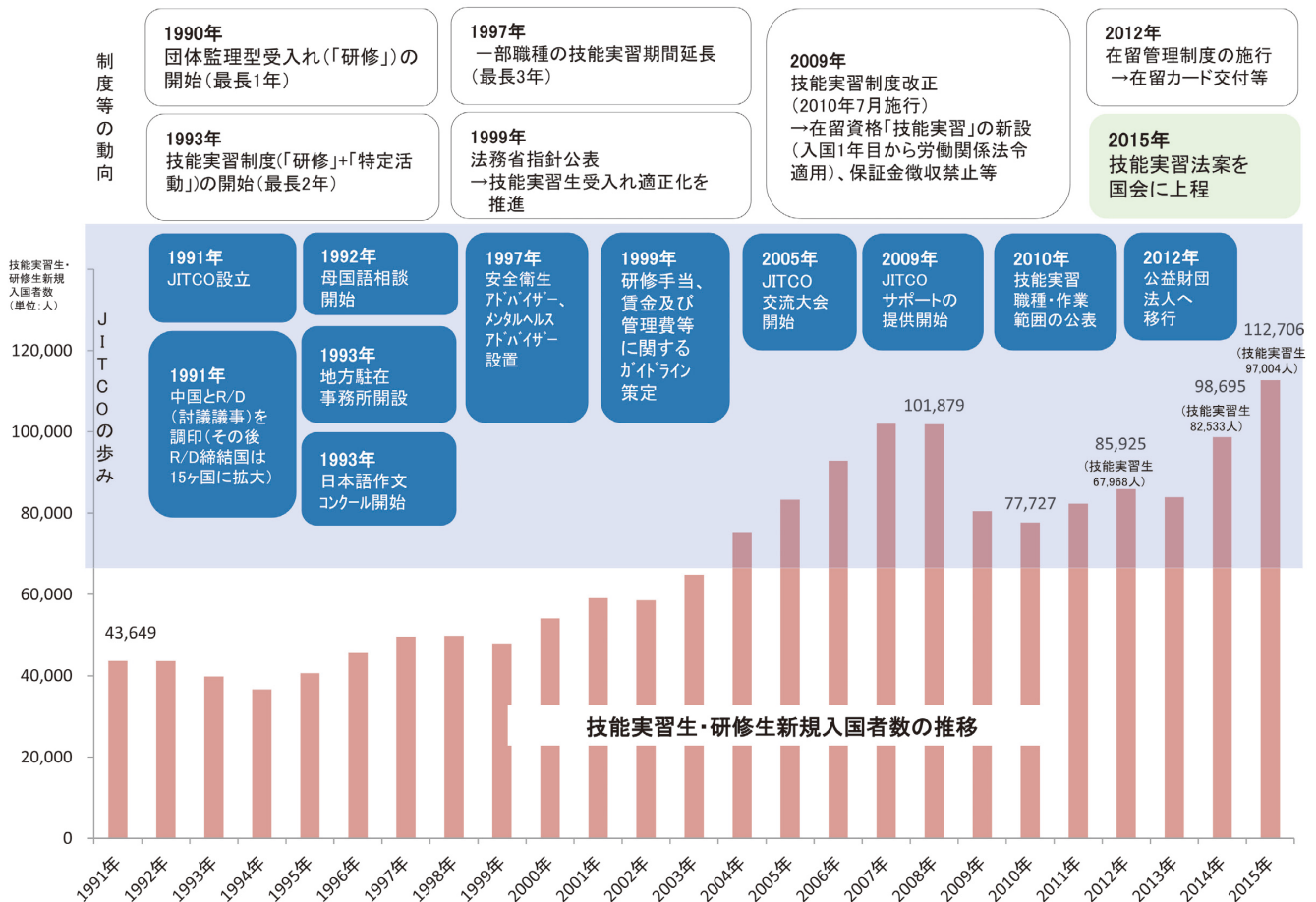
新島 良夫

技能実習制度とJITCOの歩み

少し、技能実習制度とJITCOの歴史を振り返ってみたいと思います(3ページ 図1)。

技能実習生及び研修生の新規入国者数は、1991年の研修制度時代の43,649人から緩やかに推移してきましたが、2000年以降、右肩上がり増加しました。リーマンショックを機に一旦減少したものの、再び増加傾向にあり、2015年は過去最高の11万2,706人となっています。1991年と比べ、この25

図1 技能実習制度とJITCOの歩み 出所:JITCO白書



年で3倍近くまで増加しています。

研修制度に端を発した現在の技能実習制度がスタートしたのは1993年、JITCOはその2年前の1991年に設立されました。90年代始めには、中国とのR/D(討議議事録)締結やJITCO 地方駐在事務所の開設、母国語相談や日本語作文コンクールをスタートしました。JITCO 交流大会の開始は2005年で、その後2012年に公益財団法人に移行し、現在に至ります。

昨年、技能実習制度の新しい法案が国会に提出され、現在、継続審議中です。技能実習制度は今、大きな転換点にあると言えます。

新制度移行後のJITCOの支援事業

JITCOは、新制度移行後も、監理団体、実習実施者、送出し機関等への「総合支援機関」として、本部及び地方駐在事務所において、技能実習に関わる様々な疑問やニーズに応じて相談を受け、制度関係者と共に問題解決に努めてまいります。

「総合支援機関」としての柱は、これまでの事業を再編し、5つとしました(図2)。

「受入れ支援事業」については、監理団体等への訪問相談、

法令等の案内・解説・相談、各種セミナーの開催等を今まで以上に行う予定です。「手続き支援事業」については、地方入国管理局に加えて、新設される外国人技能実習機構へ提出する書類の点検・取次ぎ、提出を新たに行いたいと考えています。「送出し支援事業」については、送出国政府との協議や送出し機関情報の提供をより充実していきたいと考えています。「実習生保護支援事業」については、母国語相談や法的保護講習支援等を継続する予定です。「人材育成支援事業」については、各種教材の提供や日本語教育支援等を引き続き行う予定です。

図2 新制度におけるJITCOの支援事業



各支援事業の2015年度実施状況(講演より一部抜粋)

次に、今後のJITCOのイメージを明らかにするために、現在の各支援事業の実施状況を説明いたします。

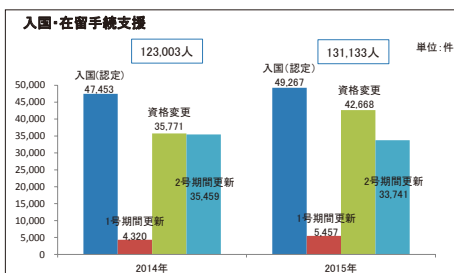
■受入れ支援事業

労働省の委託により、監理団体等への個別訪問を行う巡回指導は、2015年度に7,112件行っています。

【巡回指導実施件数】				単位:件
	2013年度	2014年度	2015年度	
監理団体	663	1,058	1,092	
実習実施機関	7,929	6,152	6,020	
合計	8,592	7,210	7,112	

■手続き支援事業

地方入国管理局への入国・在留手続き支援では、2015年度は約13万人分の申請書類の点検・取次ぎを実施しました。



■実習生保護支援事業

技能実習生に対し、日本語の他、中国語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語の4ヶ国語で母国語相談を行っています。昨年度の相談件数は、1,376件と前年度より増加し、その内容は賃金不払や長時間労働等のトラブル相談が多くなっています。

【技能実習生からの電話等受付状況】				単位:件
	2013年度	2014年度	2015年度	
中国語	967	721	659	
ベトナム語	292	348	559	
フィリピン語	-	53	94	
インドネシア語	37	69	43	
その他	31	13	21	
合計	1,327	1,204	1,376	

■送出し支援事業

2015年度の認定送出し機関に関する情報提供は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ミャンマーといった東南アジア諸国が上位を占めています。

2015年度		2015年度		2015年度	
	構成比		構成比		構成比
ベトナム	88	21.00%	ラオス	14	3.30%
フィリピン	79	18.80%	スリランカ	11	2.60%
カンボジア	48	11.40%	モンゴル	8	1.90%
ミャンマー	48	11.40%	ネパール	8	1.90%
インドネシア	44	10.50%	バングラデシュ	7	1.70%
タイ	39	9.30%	インド	2	0.50%
中国	23	5.50%	ウズベキスタン	1	0.20%
合計			420		100.00%

■人材育成支援事業

日本語教材・素材や、日本語指導の情報等を掲載したシステム「JITCO日本語教材ひろば」へのアクセス数は70,482件でした。JITCOのホームページ (<http://hiroba.jitco.or.jp/categories/>) から登録してご利用いただけます。

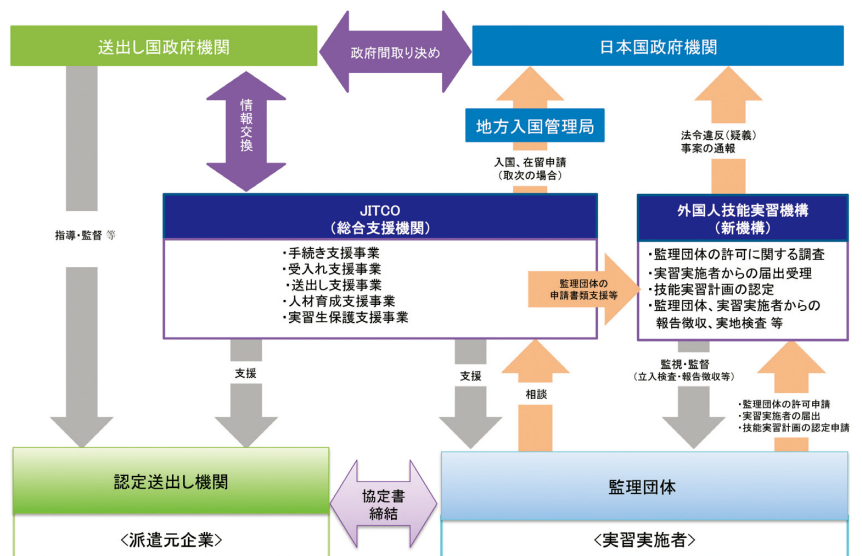


結び

新制度では、「外国人技能実習機構」が新設され、監理団体の許可に関する調査、実習実施者からの届出受理、技能実習計画の認定、実地検査等が実施される等、管理監督機能が強化される予定です。一方で、技能実習制度が適正かつ円滑に推進されるためには、JITCOとしては監理団体、実習実施者、送出し機関等への支援を引き続き行っていくことが重要だと考えています。

JITCOは「手続き支援、受入れ支援、送出し支援、人材育成支援、実習生保護支援」の5つを軸に、新制度移行後も、本部及び地方駐在事務所において、ニーズに応じた総合支援を展開してまいります。関係各位の皆様の一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

図3 新制度における関係機関とJITCO(想定)



第二部

続いて第二部では、法務省から「技能実習制度の現状」について、厚生労働省から「技能実習制度の見直し」についてご講演いただきました。また横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長 山本晴義様に「技能実習生のメンタルヘルス対策」についてご講演いただきました。

技能実習制度の現状



法務省入国管理局 入国在留課長

丸山 秀治 様

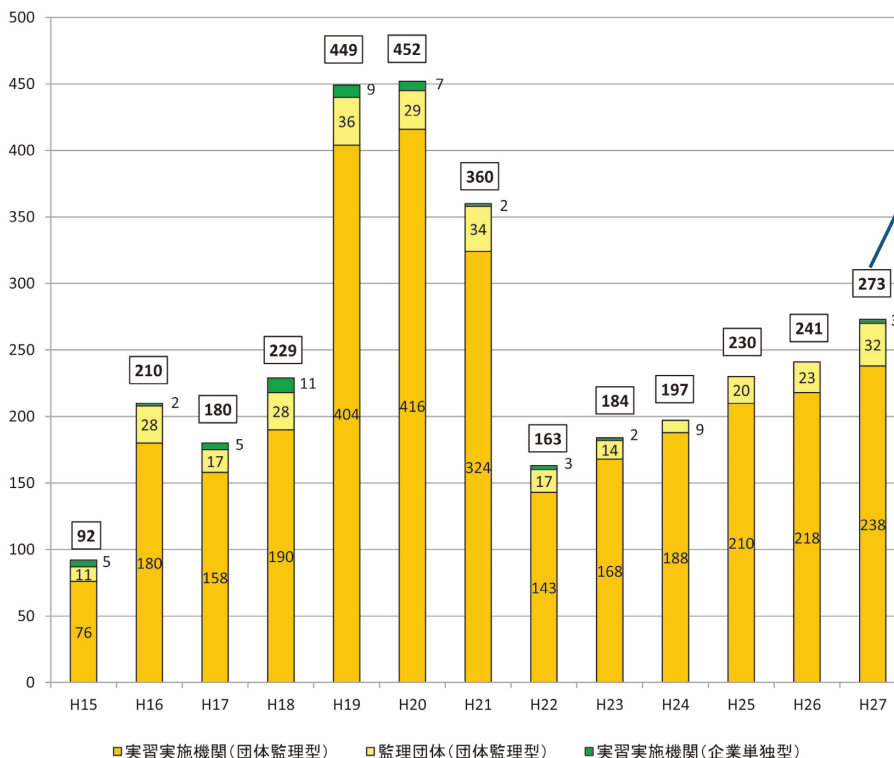
私からは、外国人技能実習制度の現状についてご説明いたします。平成28年6月末の在留者数は約21万人、中国が減少傾向にあり、ベトナムが増加傾向です。平成28年1～6月の上半期の新規入国者数は、中国の約1万6000人に対し、ベトナムが約2万人と上回っており、近い将来、在留者数も入れ替わる可能性があります。

一方で、技能実習生の中には、何らかの理由で失踪する者が増えており、平成27年は技能実習生の失踪者数は5,803人に上りました。入国管理局において調査と対策を行っていますが、監理団体の皆様におかれましては、入国以前より、送出国や技能実習生に本制度の趣旨をきちんと説明し、意欲のある人の選抜に努めていただきますようお願いいたします。上半期の失踪者数は昨年同期比でやや減っております。引き続き、監理団体等の皆様のご協力も得ながら対策を進めてまいります。

また技能実習の途中で帰国する者も増えております。昨年は約1万4000人に上りました。大半は、本人も納得して帰国の途につくものの、中にはいわゆる「強制帰国」であって、監理団体・実習実施機関が不正行為と認定されるケースもあります。入国管理局では、まだ在留期間が残っている技能実習生が

不正行為の現状

「不正行為」機関数の推移



平成27年の「不正行為」件数

類型	件数
二重契約	1
技能実習計画との齟齬	39
名義貸し	33
偽変造文書等の行使・提供	62
研修生の所定時間外作業	0
暴行・脅迫・監禁	2
旅券・在留カードの取上げ	9
賃金等の不払	138
人権を著しく侵害する行為	9
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」	5
行方不明者の多発	0
不法就労者の雇用等	24
労働関係法令違反(賃金等の不払いを除く。)	35
再度の不正行為	1
保証金の徴収等	4
講習期間中の業務への従事	8
営利目的のあつせん行為	0
日誌等の作成等不履行	0
帰国時の報告不履行	0
計	370

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

帰国する場合は、出国手続きの際に、本人に帰国の意思があるか確認を行っております。監理団体等の皆様におかれましても、途中帰国せざるをえない事情を説明し、本人の同意を得て帰国手続きを行うよう、お願いいたします。

次に、不正行為の現状についてご説明します。昨年、不正行為と認定され、一定期間の受入停止の通知を行った数は273件、その内訳は団体監理型の実習実施機関で238件、監理団体32件、企業単独型が3件です。不正行為の認定とは別に、改善の指導を受けている監理団体や実習実施機関もございます。

不正行為は、平成21年の法改正を経て一度は減少したものの、実習実施機関等の増加に伴いじわじわと増えています。制度の理解が不十分なまま、技能実習生を単純な労働力と見なしている誤った事例が見受けられます。

不正行為を類型ごとに見ていきますと、「賃金等の不払」の事例が最も多くなっています。縫製業を営む実習実施機関で、技能実習生9名に、約2年8ヶ月間にわたり時間外労働に対する割増賃金の一部を支払わなかったケースがございました。他にも、36(サブロク)協定内の労働時間数について割増賃金は支払っているが、それを超える時間数については、割増賃金を支払っていない事例や、残業代を正規の割増賃金ではなく安い単価として支払っている事例等も報告されています。

次に多いのは「偽変造文書等の行使・提供」です。例えば、実習実施機関で、監理団体の事務局長が個人事業として営む労働者派遣会社から不法就労者の派遣を受けて作業を行わせ、当該事務局長が当該実習実施機関に対し監査を行っていたケースで、監理団体が実習実施機関における不正行為

を把握しながら、不法就労者の雇用はないかのような虚偽の記載をした監査結果報告書を地方入国管理局に提出しておりました。

また「技能実習計画との齟齬」の事例では、実習実施機関で、受注減少により実習現場が十分に確保できなくなったとして、「型枠施工」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、他の実習実施機関において「木製建具手加工作業」に従事させた事案がありました。

「労働関係法令違反」については、36協定に規定する限度時間を超える時間外労働を行わせた事例や、労働基準監督官に対し虚偽の陳述及び虚偽の記載をした賃金台帳を提出した事例（労働基準法第101条違反により是正勧告を受け、また同法第101条違反に関し当該実習実施機関及び労務管理責任者がそれぞれ罰金刑に処せられた）等がございました。

不正行為の類型には、この他にも「暴行・脅迫・監禁」「旅券・在留カードの取上げ」「人権を著しく侵害する行為」「監理団体における『不正行為等の報告不履行』・『監査、相談体制構築等の不履行』」の事例等がございました。監理団体、実習実施機関の皆様におかれましては、「これくらいは大丈夫」という認識を持たず、各種手続きの徹底、労働関係法令等の遵守を第一とし、これからも監理業務等を行っていただきますようお願いいたします。

最後に、技能実習生の失踪者の中には難民認定申請を行う者も増えております。しかしながら、その多くは難民条約上の迫害理由に該当しない申立てです。難民認定申請への対応はすでに年間1万件を超えておりますが、入国管理局では引き続き、濫用的・誤用的申請への対策に努めてまいります。

技能実習制度の見直しについて



厚生労働省職業能力開発局
海外協力課
外国人研修推進室長

山田 敏充 様

本日は、技能実習法案の概要と、通常国会の衆議院法務委員会、参考人質疑でいただきました様々なご指摘についてご紹介いたします。

法案については、平成27年3月に第189回通常国会へ提出し、現在（※平成28年10月7日時点）継続審議中です。法案が成立した後に、政省令をパブリックコメント等の手続きを経て、

発出するほか、現行制度から引き継ぐ点や変更点について皆様にご理解いただく準備期間等を含めると、法案成立後も施行までには一定期間を要すると考えております。

次に、平成28年度の第190回通常国会で議論された点についてお話しします。新制度では、技能実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを作成し、相手国政府(当局)と協力して、不適正な送出し機関の排除を目指します。現行では政府間の取決めがなく、不適正な行為、例えば保証金その他の徴収等の問題が起っております。送出し機関が満たすべき基準を設け、相手国政府の責任において適した機関をリストアップしていただきます。不正行為や悪質な事例があれば調査を行い、その結果によっては受入れを認めません。二国間取決めの形式、内容等については、法案成立後に相手国に提示しますが、国会の質疑では内容を公表すべきであると

いうご意見がございました。送出し機関あるいは相手国との交渉の中で、公表できる情報は、皆様を送出し機関を選定する際の一助となるように公表する所存です。

新法案では監理団体は許可制、実習実施者については届出制となり、技能実習計画は個々に認定制といたします。新たに「外国人技能実習機構」が設立され、政省令が出ましたら、しかるべき時期から、新制度上の許可手続きや技能実習計画の認定の受付、審査等が開始されます。具体的な日程は随時、お示しさせていただきます。なお国会の質疑では、監理団体がホームページ等で活動をPRする場合、技能実習制度を適切に表現しているかどうか懸念されております。仮に不適切な表現が見受けられる場合は、主務大臣による改善命令等を通じて改善していただくことも想定しております。また新法案では「外国人技能実習機構」が監理団体の申請受付、実地検査等の業務を実施することとなっております。新機構の体制、予算、実地検査の頻度等についても質問がありました。私どもの考えでは、監理団体は年1回、実習実施者は3年に1回は実地検査を行うものと考えております。実地検査について、先の通常国会の質疑では、監理団体及び実習実施者に事前通告していたのでは実態が見えてこないのではないか、打ちこみ検査もするべきではないか、というご指摘がありました。このようなご意見も踏まえ、検討してまいります。また通報・申告窓口の整備、人

権侵害行為等に対する罰則等の整備、実習先変更支援の充実等についても多くの指摘がございました。

この他、先の通常国会では、実習先の変更・転籍の現状について、柔軟性がないのではというご指摘がありました。私どもの考えとしては、技能実習制度は一貫した計画の上で技能実習を経験し、技術を身につけることが趣旨ですので、現行の技能実習1号、技能実習2号については自由な転籍を認めるものではないと考えております。ただし、現状でも実習実施機関の経営状況の悪化や、不正行為等で受入れ停止となったケースでは転籍を認めております。技能実習の継続が困難となる事例はケースバイケースですが、新制度では、実習先の変更を認める際の考え方を、可能な限り示してまいります。技能実習2号から技能実習3号への移行は、技能実習生側が技能検定試験の3級相当の実技試験に合格しており、優良な受入れ先であれば、移籍を認める考えでおります。

業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等も実施します。今後は諸外国のニーズを踏まえて新しい職種の追加も行ってまいります。なお、新法の施行と同時に、「介護」の職種追加を行う予定です。一般的な職種と異なる業界固有の要件については業所管省庁が主導して、業界に特化したルールの作成、指導を行ってまいります。

また優良な監理団体等に対する拡充策として、①受入れ期

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案については、第190回通常国会の衆議院法務委員会において、自民・民進・公明の共同提案による修正案が提出されている。修正案の内容は以下のとおり。

(技能実習計画の認定)

第八条

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

九 報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の技能実習生の待遇

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

九 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

(業務の範囲)

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 三 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下、略)

間の延長、②受入れ枠の増加が予定されております。複数の職種にまたがる技能実習については、職種間の関連性、合理性が必要です。また、あくまで同じ実習実施者の元で技能実習を受けることが前提であり、実習実施者を転々とするは想定しておりません。

また監理団体の許可、技能実習計画の認定の申請先は、「外国人技能実習機構」に集約されます。現行は地方入国管理局での審査となっておりますが、新制度では機構で計画の認定が行われ、その認定を元に地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行っていただきます。

先の通常国会の衆議院法務委員会において、自民・民進・

公明の共同提案による修正案が提出されております(内容はP7図を参照)。

最後になりますが、監理団体、実習実施機関の皆様、「外国人技能実習生フォローアップ調査」についての更なるご協力をお願いいたします。帰国前の技能実習生に調査票を配付して、母国に戻ってからのご回答をお願いしておりますが、回収率の向上が課題となっております。今後の二国間取決めにおいては、送出国及び送出国機関へのご助力もお願いする所存です。

以上、技能実習制度の見直しについてお話しをいたしました。私どもとしましては、平成28年秋の臨時国会での審議を経て新法案が成立されるように、全力で取り組んでまいります。

技能実習生のメンタルヘルス対策 ストレス一日決算主義のすすめ



独立行政法人 労働者健康安全機構
横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター センター長

山本 晴義 様

1991年横浜労災病院心療内科部長、1998年より現職。日本心療内科学会監事・専門医、日本産業ストレス学会評議員、日本産業精神保健学会評議員等。著書に「ストレス一日決算主義」(NHK出版)等。

私はストレスによる心と身体の病気を診る心療内科医です。ストレス病を予防するために、勤労者メンタルヘルスセンター長として診療を行う他、全国で講演活動を行っています。また「勤労者こころのメール相談」として、無料で年間8千件のメール相談に対応しています。

今日はスライドの投影をあえて行わず、こうしてマイクを持ち、皆様の方を向いて、顔を合わせてお話しします。メンタルヘルスにおいて、人と人が向かい合い、目と目を見て会話することは、とても重要なことです。この講演の間、皆様は私のことを「技能実習生」だと思ってください。そして私をしっかり見て話を聞いてください。

ではストレスについてのお話を始めましょう。そもそもストレスとは、元々は物理学の用語で、物質に外から加えられる力のことです。外から何らかの力が加わって歪んだ状況を「ストレス状態」と言います。心や身体がストレスにさらされる原因は色々ですが、「働くこと」はとて大きなストレスの一つです。

今、働き盛りの人の中で、仕事上のストレスから精神疾患を発症する人や、自殺してしまう人が増えています。近年では日本国内で1年間に、ストレスが原因で自殺した人の数は約3万人にもなっています。これは1年間のうちに交通事故で亡くなった人の数の7倍に及びます。この厳しい現実を受けて、職場におけるメンタルヘルスの問題は、益々重視されるようになり、

現在、50人以上の労働者がいる企業では、ストレスチェックが義務付けられています。

しかし、少し見方を変えれば、ストレスは決して悪いだけのものではありません。多少のストレスは、働くうえで、また生きるうえで必要な刺激、スパイスです。技能実習生が技能を身につけるために日本にやってくることも、人生におけるスパイスです。皆様が技能実習生と出会うことも、皆様にとつての刺激、スパイスです。私達はストレスと、上手に付き合っていかなければなりません。

日本に来る技能実習生が、技能実習の現場でどのようなストレスを感じているのか、日本人が海外赴任をした場合に感じるストレスの研究例を参考に紹介しましょう。母国と異なる環境で働く際、環境面では「言葉や価値観の違い」「生活習慣等の違い」がまずストレスになります。また「働く時間や内容の変化」「限られた人間関係」等や「母国と異なる気候風土」や「健康や医療、生活上の不安」等も、心と身体に影響します。

このようにストレスの原因は様々ですが、一方、ストレスをどれくらい感じるかには個人差があります。その違いは、個々の性格、ライフスタイル、そして「精神的サポーター」、つまり相談相手が存在するかどうかによると言われています。ストレスを感じる状況では、一緒にいると安心できる人や、困った時に相談に乗ってくれる人、将来のことを話し合える人の存在が必要なのです。技能実習生にとつても「精神的サポーター」が必要です。日頃、技能実習生と接している皆様は、技能実習生が、普段どんなことを感じながら技能実習に臨んでいるか、理解しなければなりません。技能実習生は、皆様と同じように大切に思う家族や母国を離れて日本に来ています。それを忘れずに、一人ひとりの様子を見るように心掛けてください。

ストレスにどう対処すべきかについて、厚生労働省は、メンタルヘルス、つまり心の健康保持増進のために、「4つのケア」の

指針を掲げています。

一つ目は「セルフケア」です。まずは本人が心や身体の変化に気づき、それが、ストレスが原因で起こっているのかどうか判断することです。例えば「目が疲れている」という自覚があったとすれば、最初に受診していただくのは眼科ですが、目の機能に異常が無ければ、夜更かしや、パソコンやスマホの長時間使用等の生活習慣を疑ってください。それでも思い当たる原因がなければ、心療内科を受診するようにしてください。

二つ目は「ラインによるケア」です。職場の管理監督者には、職場の環境を把握し、改善に当たることが求められています。日ごろから技能実習生の健康状態を見守り、変化に敏感に気付くことが大切です。「いつもとは違う」と思うことがあれば、技能実習生にすぐ声を掛けてあげてください。もし相談事があれば、最後までその言葉に耳を傾け、一度で理解できないことは、「きちんと理解したいからもう一度話してほしい」と伝えてください。

皆様が技能実習生と話すことで、ある程度、その技能実習生が抱えている問題が整理されるかもしれません。しかし、ここでは、解決やアドバイスを急いではいけません。専門家と協力しながら問題の解決を図るとよいでしょう。厚生労働省は、この段階での三つ目のケアとして「産業医、保健師、人事労務等の事業場内産業保健スタッフ等によるケア」を、四つ目のケアとして「医療機関、労災病院等の事業場外資源によるケア」を掲げています。これらを活用して対処してください。

今日の資料には、JITCO 編集・発行の「メンタルヘルスガイドブック」(※)も同封配布されています。私もこの本の監修に加わっておりますが、よくまとまっていますので、ぜひ読んで参考になさってください。

次に、ストレスの解消方法についてお話ししましょう。私がお勧めしているのは、「ストレス一日決算主義」の生活です。

多くの人は1週間のサイクルで生活しています。平日は仕事で忙しく、ストレスの解消は週末まで持ち越しです。しかし、ストレスは毎日溜まるものですから、本来なら先送りせずその日に解消したほうがよいのです。私の知る例で、こんなことがありました。ある人に、「あなたのストレス解消法は何ですか?」と尋

ねたところ、「釣りです」と言うので、「それは素晴らしいですね、最近はいつ行きましたか?」と聞き返すと、なんと「3年前です」と言うのです。これではとてもストレスを解消できません。毎日できる解消法を持つことが重要です。

ごく簡単な方法を一つお教えしましょう。「腹式呼吸と背伸びのリラクゼーション」です。リラクゼーションの目的は、自律神経系の交感神経の働きを抑え、副交感神経を優位にすることです。腹式呼吸や背伸びをすると、身体の緊張が解けて心拍数が下がり、免疫力が高まります。「強制呼吸」と言いまして、お腹に力を入れて、「ふうっ」と勢いよく息を吐き出す方法も効果があります。ストレスを身体から追い出すつもりで実践してみてください。

この他に取り入れてほしいのが「1日15分の運動」「早起き、早寝」「1日30分の会話」です。

運動は、ごく軽いもので十分です。皆様もよくご存じの「ラジオ体操」はおすすめです。ぜひ技能実習生にも教えてあげてください。

睡眠も、ストレス解消のために欠かせません。質の良い眠りを得るためには、平日も休日も、変わらずに決まった時間に起きる習慣を身につけることです。休日はつい長く眠りたくなりますが、それではかえって身体のリズムが乱れてしまいます。起きる時間は、仕事が始まる3時間前を目安にしてください。眠る時間はこだわらず、眠たくなった時に眠る、で結構です。

また、「声を出すこと」も健康に役立ちます。一日30分は、誰かと対面でお話するようにしましょう。大きな企業では、隣の席の人ともメールでやりとりをするといった話も聞きますが、これではいけません。

今日は、外国人技能実習生にも「精神的サポーター」の存在が必要であること、日常生活の中ですぐできるストレス解消法の実践が大切であることをお伝えしました。私が目指しているのは、自分も家族も会社も祖国も元気にできるような、メンタルヘルスケアです。今日お話ししたことを、技能実習の現場で、あるいは会社やご家庭で実践してみてください。



当日は「背伸び」と「腹式呼吸」を組み合わせたリラクゼーションを実践しました。



※ 講演当日は、山本晴義先生監修「メンタルヘルスガイドブック」(JITCO 編集・発行)の配布を行いました。PDF版はJITCOホームページより無料でダウンロードしてお使いいただけます。

<http://www.jitco.or.jp/download/data/text/mentalhealth.pdf>

第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの表彰式

第三部

第三部では、第24回を迎えた日本語作文コンクールの表彰式が行われました。厳正な審査の結果、1,937編の作品の中から選ばれた27名の入賞者（最優秀賞4名、優秀賞4名、優良賞19名）に表彰状等が贈られました。



■最優秀賞を受賞された4名



氏名	陈 欣静	グエン ティ クイントー	グエン ファム フー クイン	ドリジンラガチャー ナサンジャラガル
作品名	『危機一髪』	『私のキャンパス』	『「いける」という言葉』	『私は仔牛のお母さん』
国籍	中国	ベトナム	ベトナム	モンゴル
職種	電子機器組み立て	電子機器組み立て	工業包装	畜産農業
実習実施機関	紀南電工株式会社	株式会社ナカニシ	マップス株式会社	ヤマギズム生活豊里実頭地 農事組合法人
監理団体	ELC事業協同組合	鹿沼機械金属工業協同組合	西日本海外業務支援協同組合	協同組合垂細垂の橋

講評

公益社団法人国際日本語普及協会 理事長 関口 明子 様



入賞者の皆様、おめでとうございます。今年はテーマが自由ということもあって、多様な内容の作品が集まりました。それぞれに個性がある立派な作品ばかりで、年々、応募作品のレベルが上がってきていると思います。そんな中から最優秀賞に選ばれた4名の作品について、他作品との違いを考えてみますと、日本で感じた喜びや気付きについて、「これだけ

どうしても伝えたい」という思いの強さだったのではないのでしょうか。思いの強さが、読者により深い感動を与えたのではないかと思います。

海外からやって来て技能実習に取り組み、こんなに真剣に生きている若者達がいること、そしてその若者達を監理団体、実習実施機関の皆様が本気で支えていらっしゃることを、多くの人に知っていただきたいと思います。そのためにも、この日本語作文コンクールの継続は重要です。今年は女性の入賞者が多かったのですが、次回は男性にもぜひ挑戦してほしいと思います。

海外情報

タイ労働省雇用局との協議等について

2016年8月29日、タイ国の政府窓口である労働省雇用局(DOE)よりアーラック局長一行が在京大使館労働担当官事務所のスチャダ公使参事官等とともにJITCOに来訪されました。

協議において、アーラック雇用局長は、タイ国内において日本で技能を修得し帰国した技能実習生の需要は大きいことから、今般の制度改正を機にタイからの技能実習生派遣を大幅に拡大したいとの意欲を示されました。

JITCOからは、タイ人の技能実習生の状況、技能実習制度の改正の状況等について説明を行い、タイ人技能実習生の派遣拡大に向けて可能な支援を行う旨伝えました。

なお、同日午後にはタイ大使館で送出国と監理団体の交流会が開催され、JITCOは技能実習制度改正法案等について説明を行いました。



左手3人目：アーラック雇用局長



中央：アーラック雇用局長

本件に関するお問い合わせ先：

国際部国際第二課 TEL 03-4306-1151

インドネシア政府窓口との定期協議及び
ジョイントセミナー開催について

2016年10月20日、インドネシア労働省(MOM: Ministry of Manpower) 訓練・生産性開発総局との定期協議を行いました。JITCOからは、制度の見直し内容及び国会での審議状況、今後のJITCOの役割等について説明し、インドネシア側からは、新制度に対する理解を深めるとともに、制度活用がより発展することを期待するとの発言がありました。また、協議翌日、東京でジョイントセミナーが開催されるにあたり、セミナーの進め方について意見交換を行いました。



中央：グナワン研修開発部長
右：ニタ海外研修開発課長

翌21日、インドネシア送出国・監理団体ジョイントセミナー

(於大手町サンケイプラザ)を開催いたしました。インドネシア側からは、インドネシア労働省(MOM)研修開発部長、在日インドネシア大使館の公使参事官をはじめ、30の送出国機関68名、日本側からは、54の監理団体80名の参加がありました。

午前の部はJITCO 鈴木理事長の開会挨拶で始まり、続いてMOMのグナワン研修開発部長、在日インドネシア大使館のトビン公使参事官の挨拶がありました。その後、JITCO 新島専務理事より、インドネシア技能実習生の現状及び制度見直しの方向性について説明をいたしました。インドネシア側の講演では、MOM 海外研修開発課のニタ課長より、MOM 研修開発部 訓練・生産性開発局の役割や理念、技能実習生送出国の実施フロー等に関する説明があり、また今回の参加送出国のとりまとめ役を担ったAP2LN(インドネシア海外実習事業実施協議会)ワヒュ会長より、送出国の役割、インドネシア人の性格、インドネシアにおけるイスラム教の義務や習慣についての説明がありました。



MOM グナワン研修開発部長



在京インドネシア大使館
トビン公使参事官



MOM ニタ海外研修開発課長



AP2LN ワヒュ会長

午後の「ビジネスマッチング」では、送出国と監理団体が個別に面談を実施し、各送出国のブースにて活気あふれる面談が行われました。

JITCOでは、時期は未定ですが今後も各国の送出国とのジョイントセミナーの開催を予定しています。



午前の部の様子



ビジネスマッチングの様子

本件に関するお問い合わせ先：

国際部国際第二課 TEL 03-4306-1151

JITCOでは、送出国事情や認定送出国機関などについての情報提供を行っています。

お問い合わせ先 TEL: 03-4306-1150 / 1151
◆ 国際部 ◆ FAX: 03-4306-1112



もっと

役立つ入管指南

地方入国管理局へ提出する各種申請の 点検・取次ぎを依頼していただく際の留意事項について

日頃は、JITCO の点検・取次ぎをご利用いただき感謝申し上げます。本稿では、地方入国管理局へ提出する各種申請の点検・取次ぎ事務を行っている中で気づいた、書類の不備や記載誤り等を取り上げてみました。今後、より円滑な点検・取次ぎができるように、皆様にご留意いただき、書類作成時の参考としていただければ幸いです。

1. 基本的な事項

- (1) 提出書類のサイズは A4 版で、片面のみを使用します。
- (2) ステープラー(ホチキス)は使用せず、まとめる際は左上でクリップで止めてください。
- (3) 申請書及び申請に必要な提出書類を訂正する場合は、修正液で修正せず、訂正箇所を2重線で訂正して押印してください。申請書を修正液で訂正した場合、申請を受理されない恐れがあります。
- (4) 英語以外の言語で作成した書類は、翻訳を添付してください。
- (5) 申請書及び申請に必要な提出書類の日付は、基本的に申請前3ヶ月以内にしてください。

2. JITCO への提出書類の提出時期（現行お願 いしている提出時期）

- (1) 在留資格認定証明書交付申請は、
入国予定日の3ヶ月前
- (2) 在留期間更新許可申請は、
在留期間満了日の1～1.5ヶ月前
- (3) 在留資格変更許可申請は、
在留期間満了日の1～2ヶ月前

3. 申請書類ごとの留意事項

- (1) 在留資格認定証明書交付申請

ア 技能実習生(以下「実習生」という。)の年齢

上陸基準省令では、実習生は、本邦入国時に18歳以上であることが要件の1つとなっており、入国時に18歳に達していないと入国は認められません。実習生の選抜にあたっては、18歳以上の実習生候補者の中から選抜するようにしてください。

イ 本邦外の講習

上陸基準省令によれば、監理団体が本邦において実習生に対して実施する講習の総時間数は、実習生が行う総技能実習時間の6分の1以上とされています。ただし、本邦外で一定の要件に適合する講習を実施した場合は、本邦における講習は、12分の1に

短縮されます。

提出された「本邦外における講習・外部講習実施(予定)表」に記載された講習等実施期間を見ると、講習開始時期から入国予定日まで6ヶ月以上経過している場合が見受けられます。

本邦外講習の開始時期は、入国予定日から逆算して6ヶ月以内と設定した上で、講習期間を1ヶ月以上、かつ160時間以上確保してください。

※上陸基準省令イに掲げる活動7号ロ(1)、上陸基準省令ロに掲げる活動8号ロ(1)を参照。

ウ 本邦における講習施設

本邦入国後の講義を実習実施機関の施設で行うことは、雇用契約が発生していないのに稼働させるおそれがあると判断されることがありますので、別の講習施設を確保するようにしてください。

エ 申請書の署名欄

申請書2枚目の申請人欄は、監理団体の職員が代理人として署名できますので、代表者が署名する必要はありません。

○代理人について

入管法では、申請は原則本人が出頭しなければならないとされる一方、代理人や申請等取次者の規定を設けています。

在留資格認定証明書交付申請については、入管法施行規則において、在留資格ごとに代理人となることのできる者が規定されています。

代理人となることのできる者は、在留資格「技能実習イ」の場合、「実習実施機関の職員」、在留資格「技能実習ロ」の場合、「監理団体の職員」となっています。

申請書の「本人との関係」欄は、例えば、「監理団体入国手続き担当者」と記載します。

オ 推薦状と派遣状に記載された職種

推薦状に記載されている職種、派遣状に記載されている職種、履歴書に記載されている職種、申請書

に記載されている職種に齟齬があることがありますので、各書類の職種に係る記載内容の整合性が取れているか、忘れずに確認願います。

カ 入国予定年月日

推薦状に記載されている入国年月日、派遣状に記載されている入国年月日、申請書に記載されている入国年月日に齟齬があることがありますので、各書類の入国年月日の記載が一致しているか確認願います。

(2) 在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請

ア 申請書の署名

在留関係の申請では、申請書 2 枚目の下段にある申請人署名欄は、実習生本人が直筆で署名します。

在留資格認定証明書交付申請は、代理人の署名になりますが、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請においては、実習実施機関及び監理団体の職員が代理人となることはできません。

イ 写真

在留資格認定証明書交付申請時に使用した写真を、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請に使用する事案が散見されます。各種申請に貼付する写真は、入管法施行規則 6 条の 2 第 2 項の規定により「申請前 3 ヶ月以内に撮影されたもの」となっておりますのでご留意願います。

なお、写真は正面から撮影された無帽・無背景で鮮明なもので、写真裏面には氏名の記入をお願いします。

ウ 雇用条件書の記載方法

在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請に提出する雇用条件書の記載で、当初の入国予定日と異なる日に入国した場合、入国日を基準として、在留資格認定証明書交付申請時に提出した雇用条件書に記載の入国予定日や雇用契約期間が見えるように、赤字で見え消しをして、変更後の入国日や雇用契約期間を記載して訂正してください。JITCO 作成の「書式と記載例集」書式 10 - 44 ~ 46 下段の注意書きを参考にしてください。

4. 電話等での問い合わせの多い内容

(1) 常勤職員数のカウントについて

受入れ人数枠の関係から、常勤職員数の定義に関する質問が多く寄せられております。

常勤職員とは、当該企業に継続的に雇用されている職員のことを言い、派遣及び請負で雇用されている職員は常勤職員には含まれません。

疎明資料としては、雇用保険の被保険者となっていることを証する(短時間、短期間は除外)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のほか、社会保険加入資料等が求められる場合があります。

雇用保険に加入できない役員であっても、常勤で継続的に雇用されているのであれば、常勤職員として扱われています。その際、社会保険に加入している証明等を求められる

場合もあります。

(2) 技能実習第 1 号実施計画策定者の要件について

団体要件省令第 1 条 7 号において、監理団体の役職員で、当該技能等について一定の経験又は知識を有し、技能実習第 1 号実施計画を適正に策定する能力のある者が策定することとされています。

技能実習第 1 号実施計画策定者は必ずしも常勤者である必要はありませんが、当該技能等について、5 年以上の経験を有する等十分な能力を有していること、また、適正な計画認定の経験を有すること(策定者が策定した計画に基づき、技能実習が適正に行われ終了していること)等が要件とされています。

(3) 技能実習指導員について

上陸基準省令によれば、技能実習指導員は、常勤の職員で当該技能等について 5 年以上の経験を有する者となっています。また、技能実習指導員は、安全衛生管理についての知識を有し、適正な指導を行うことができる必要があります。

(4) 設立後間もない実習実施機関について

明確な規定はありませんが、企業を立ち上げて日が浅い場合は、経営状況の実績がないため、技術実習生を受け入れて安定的かつ継続的な実習を実施することが可能か否かの判断ができないこととなりますので、ご留意ください。

5. 終わりに

(1) 在留資格認定証明書交付申請では入国予定日が間近な点検依頼があります。上記 2 (1) で説明したとおり、入国予定日の 3 ヶ月前を目安に点検の依頼をお願いします。また、在留関係申請も在留期限が切迫している案件について点検依頼がありますので、少なくとも 1 ヶ月前までには点検・取次依頼をお願いします。

(2) 取次ぎする際、旅券及び在留カード等の送付が遅れると、以降の手続きに支障を来すことがあります。速やかに送付をお願いします。

(3) 入国予定日や在留期限が切迫している場合は、事前に相談していただくようお願いします。入国予定日が 1 週間後といった案件を、送付されることも時折あります。提出書類の不備等があると、在留期限内に地方入国管理局へ申請・取次ぎができなくなる可能性があります。特に、在留案件は旅券及び在留カードの送付が必要となりますので、在留期限間近になっての申請・取次ぎはできるだけ避け、早目に手続きされるようお願いいたします。

今後とも、JITCO は監理団体等の皆様方の信頼を前提として、円滑かつ適正な点検・取次ぎに努めたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

労務管理の窓から

Q & A

食品製造業に従事する技能実習生の安全・健康の確保

技能実習生の数は近年増加傾向にあり、2016年6月末時点で21万人を超えました。職種別に見ますと、技能実習2号移行申請者数(2016年度4~7月累計)において、食品製造業に従事する技能実習生は対前年同期比36.6%で増えており、最も大きな増加率を示しています。

開発途上国の生活向上に伴う食品安全衛生管理等の技能移転のニーズ拡大等を背景として、一昨年度初めに惣菜製造業等が技能実習2号移行対象職種に追加されたこともあり、食品製造業に従事する技能実習生の数は、今後もますます増加する見込みです。

一方で、食品製造業に従事する技能実習生の業務災害被災者数は、金属製品製造業や建設業と並んで数が多いのが現状です。今回は、かかる状況を踏まえて、食品製造業に従事する技能実習生の安全・健康の確保についてお話しします。

Q₁ 食品製造業に多い業務災害のパターンは、どのようなものでしょうか。

A₁ 「切れ・こすれ」が約40%、「はさまれ・巻き込まれ」が約30%、「転倒・飛来・落下」が約20%で、これらを合わせると被災者数全体の約90%を占めます。

- (1)「切れ・こすれ」は、包丁等の調理器具で手指を傷つける等、比較的軽いケガで済むことが多いですが、頻繁に発生しています。また、このような手指のケガは、食品衛生面にも悪影響があります。
- (2)「はさまれ・巻き込まれ」は、機械に詰まったゴミや材料を取り除く時、機械を止めずに手を入れたり、安全装置が解除されたりしたことで発生することが多いです。手指の切断等の重大なケガにつながり、後遺症が残ることもあります。
- (3)「転倒・飛来・落下」は、水や油、氷等で濡れた床で滑ったり、通路に放置された物につまずいて転倒したり、冷凍魚を足に落したりする事故で、足腰の骨折等の重大なケガにつながり、後遺症が残ることもあります。

上記3つのパターンの他には、薬品使用やスチーム洗浄時の火傷等の業務災害が発生しています。

Q₂ 上に挙げられたような食品製造業に多い業務災害のパターンに対して、実習実施機関としてはどのような事故防止対策に取り組む必要がありますか。

A₂ 実習実施機関としては、インターロック機能を具備した食品加工・包装機械の導入等の「本質安全化」を推進するとともに、以下のことにまず取り組んでください。

- (1)技能実習生に機械の停止ボタンと非常停止ボタンの位置を覚えさせること。停止ボタンの場所を知らなければ、いざという時に使えません。
- (2)技能実習生に実際に非常停止ボタンを押させて、機械を止める訓練をすること。普段使ったことのないものに触れるのは心理的な壁が高いため、実際に止める訓練を行い、安心して使えるようにすることが大切です。
- (3)機械に付着したゴミを掃除したり洗浄したりする際に、機械を必ず停止させてから行う習慣をつけさせること。技能実習生は、日本人の従業員がすることを横目で見ながら作業を覚えます。パートタイマーも含めて、日本人の従業員が常に正しい手本を見せる環境が必要です。
- (4)包丁等の刃物を使う際に、作業に合った保護手袋を選んできちんと着用し、正しい方法で作業が行えるようにすること。「切れ・こすれ」等の災害を防止する最良の手段は、適切な保護手袋の着用と正しい作業方法の習得です。
- (5)危険標識や母国語での標示を必要な箇所に設置し、標識の意味を技能実習生に理解させること。特に入国して日が浅い技能実習生は、日本語能力が不足していることが多いので、日本語能力を補う意味で危険性を喚起できる標識が有効です。

(6)安全は、他人から言葉で伝えられただけでは身につけません。技能実習生が日々自分の頭で考えるよう習慣づけることが肝要です。技能実習生に「もう少しで指を切るところだった」といった自分のヒヤリ・ハット体験を報告させ、その対策を考えることを宿題にして添削したりする方法も有効です。そのような体験を日本語で書くと、日本語の学習にも役立ちます。

加えて、疲れ、寝不足、病気、考え事、注意散漫等による技能実習生の「不安全な行動」も、業務災害の発生につながります。技能実習生が心身ともにいつも良好なコンディションで実習に臨めるよう、日々配慮してください。

Q3 雇入れ時の安全衛生教育では、技能実習生に対してどのようなことを指導したら良いでしょうか。

A3 労働安全衛生法(第59条1項)に沿って、主に以下の項目について教育してください。

- (1)作業着・保護具の適切な着用・使用について:作業着やマスク・帽子、保護具の着用にどのような意味や目的があるかを十分に理解し、各実習実施機関の安全衛生マニュアルに則り正しく着用すること。
- (2)整理・整頓、清潔の保持について:物が放置されているとつまずいて転倒したり、荷物が乱雑に積み上げられていると崩れて人の上に落下したりするといった危険性を理解し、作業場の床や通路、階段は常に整理・整頓すること。また、食品衛生の観点からも、作業場や機械設備等の汚れやゴミを掃除して清潔な状態を保つこと。
- (3)作業開始時の機械・用具の点検:作業開始前に機械設備や用具に異常な点(いつもと動きが違う、異音がする等)がないか点検することの必要性を理解し、実践すること。
- (4)危険な機械・作業の場所や内容について:使用する機械設備のどの箇所が危ないか、または作業内容のどの部分に注意すべきかを認識し、事故を起こさないためにはどのように作業すべきか(あるいはどのような行動をしてはいけないか)等を、作業手順書に沿って理解すること。
- (5)異常発生時の対処方法:作業中に異常を発見した場合、機械設備を緊急停止させる訓練を行うとともに、上司への報告の仕方を理解すること。

なお、雇入れ時等の安全衛生教育には、JITCOが作成した無料教材「安全衛生パンフレット(食品製造業向け)」もご活用ください。

Q4 「安全衛生パンフレット(食品製造業向け)」は、どこで入手できますか? また、技能実習生向けの「安全衛生パンフレット(食品製造業向け)」は、現在何ヶ国語に翻訳されていますか。

A4 JITCOホームページの「JITCOの広報・出版物」>「無料教材」のコーナーからPDFファイルをダウンロードすることができます。もし印刷物が必要な場合は、同コーナーに掲載してある「無料教材送付依頼書」に無料教材名、言語、部数等の必要事項をご記入の上、能力開発部 対策課宛てにFAXまたは電子メールでお送りください。技能実習生向け版は、現在、中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、英語に加え、カンボジア語とミャンマー語の、合計8ヶ国語に翻訳されています。



「安全衛生パンフレット」
(技能実習生向け、日本語ひらがな版)

◎最後に

技能実習生が心身ともに日々健康で、計画通りに技能実習を進め、最終的には元気に帰国してそれぞれの母国の経済発展に貢献することは、本人はもちろん、監理団体・実習実施機関の皆様をはじめとする外国人技能実習制度の関係者に共通する願いです。

技能実習生は、日本とは異なる環境・文化で育ったため、我々日本人が思いもよらない「不安全な行動」を取ることがあります。実習実施機関が定めた作業手順をしっかりと守る習慣をつけさせ、「面倒だ」とか「自分のやり方の方が簡単だ」等の勝手な思い込みで「不安全な行動」をさせないことが肝要です。

さらに最近、ベトナムやカンボジア、ミャンマー等の非漢字圏出身の技能実習生の数が増えつつあり、漢字での筆談によるコミュニケーションも難しいため、これまで以上に「わかりやすい日本語」でのコミュニケーションを意識する必要があります。これにより、技能実習生の心の不調による心身の病の発生を防ぎ、結果として業務災害の発生を防ぐことにも繋がります。

毎日の朝礼時に、技能実習生に「ヒヤリ・ハット体験」を話させることは、技能実習生の安全意識の向上と日本語能力の向上の双方に役立ちますので、ぜひ実践されることをお勧めします。

日本語指導お困りですか？

監理団体や実習実施機関から寄せられる日本語指導に関するご相談と、それに対するアドバイスをご紹介します。今回は、**講習の日本語指導の報告書作成**についてのご相談です。



講習の日本語指導を担当しています。講習の学習状況を実習実施機関に連絡するための報告書を作成することになりました。どのような内容を盛り込めば良いでしょうか。

(F 中小企業協同組合 Eさん)

講習の日本語指導の成果を実習実施機関に知らせる報告書ですね。せっかく作成するのなら、講習終了時点での技能実習生の日本語習得状況を実習実施機関に知らせるという第一の目的にかなうだけではなく、指導員にも、また、技能実習生自身にも役立つものができるとう良いですね。良い機会ですので、今回はこの講習の報告書について考えてみることにしましょう。

アドバイス1 ▶▶ 点数を記載する場合は比較対照できるデータを併記しましょう。

講習の実施期間や使用した教材等、その講習で共通する情報の他に、技能実習生について個別に記載する情報として真っ先に考えられるものに、講習中に実施した試験の点数があります。毎回の受入れごとに共通の内容で試験を実施している監理団体も多いかと思いますが、そのような場合、単に個人の得点を記入するだけでなく、これまでの技能実習生の平均点や、あるいは、監理団体として目安としている基準点があれば、それを併記することで、その技能実習生の相対的な力を知らせることができ

ます。また、講習の開始時と終了時の両方で試験を行っている場合は、両方の結果を記載すると良いでしょう。この場合、開始時と終了時で試験問題が同じなら学習の成果が見えやすいですし、同じ試験問題でなくても、平均点等との比較が見えるようなデータであれば、その技能実習生の学習状況を知る手がかりになります。

アドバイス2 ▶▶ 日本語を使って何ができるか等の具体的なチェック項目の評価情報も盛り込みましょう。

技能実習生を受け入れる実習実施機関の立場で考えれば、試験の点数以外にも知りたい情報があるは

ずです。つまり、「うちにやってくる技能実習生は、結局のところ、仕事や生活の場面で、日本語を使って何ができるのか、例えば、体調不良を日本語で伝えられるか、時刻等の数値を正確に聞き取ることができるか」、というような仕事や生活に直結した具体的な内容です。ですから、報告書には、試験の点数だけでなく、日本語を使って何ができるといった具体的なチェック項目をいくつか挙げて、それぞれの項目について達成度が記載されているとう良いでしょう。

報告書に盛り込むチェック項目を考える過程では、講習の日本語指導担当者だけでなく、監理団体や実習実施機関の指導担当者と話し合う機会を持ち、それぞれの立場から、どのようなチェック項目を盛り込むか意見を出し合ってまとめていく作業が必要です。こうしたチェック項目の検討は、そのまま指導重点目標を関係者で共有することにつながります。チェック項目は、「日常会話ができる」のような大雑把な設定ではなく、「実習実施機関の会社名を言える」のような、できるだけ具体的な項目にすることを狙いたいものです。

チェック項目づくりのご参考に、「日本語教材ひろば」からダウンロードできる「技能実習生が身につけたい日本語の力」というチェックシートをご紹介します。

<日本語チェックシート> 日語能力検査表

※このチェックシートの使い方については、「JITOO日本語教材ひろば」内の、「日本語チェックシートの使い方」をご覧ください。http://hiroba.jitoo.or.jp/items/detail/613
 ※关于本能力検査表的使用方法，请参阅“JITOO日语教材广场（ひろば）”内的“日语能力检查表的使用方法”，http://hiroba.jitoo.or.jp/items/detail/613

氏名: _____
 姓名: _____

日本語使用の場面・目的		技能実習生が身につけたい日本語の力 技能実習生希望掌握の日語能力	✓	✓	✓	✓
大分類	小分類					
1 人と関係を結ぶ	1 日本語の言い方で呼ばれた自分の名前を聞いて自分のことだとわかる					
	2 听到他人以日语的语习惯呼叫自己名字时，知道是在叫自己 自分の名前や国籍を平仮名または片仮名で書く					
	3 使用平仮名或片假名书写自己的名字与国籍 平仮名または片仮名で書かれた自分の名前や国籍を見て理解する					
	4 簡単に書べる 自我介绍自己的名字、年龄等时作出回答					
	5 自我介绍简单的陈述 （被问及“您做什么工作”、“您在日本做什么”等问题时）说自己是技能实習生					
	6 自我介绍自己的姓名、年龄等时说出自己的姓名或国籍 （被问及“您的姓名是什么”、“您的姓名是什么”时）说出实習的实施机构的名称					
	7 初対面の時に、簡単な自己紹介(名前、出身地など)をする 与人初次见面时，进行简单的自我介绍（名字、出生地等）					
	8 技能実習の現場で、出勤、退勤、その他の時に、必要に応じた挨拶をする 在技能实習的现场上班、下班或进行其他活动时，根据需要使用的问候语、应酬语					
	9 在与邻居或同片区的他人见面等场合，使用简单的问候语、应酬语					

中国語併記のチェックシート（部分）。他に英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語併記のものがダウンロードできます。

このチェックシートは、入国前後の日本語に不慣れな時期の技能実習生に対して、日本語でできることが期待される61項目をリストにしたものです。なお、このリストは、職種に関係なくどの技能実習生にも起こりうる状況を想定した内容ですので、監理団体の報告書作成時には、技能実習生の仕事に必要な独自の項目も取り入れるようにしてください。

以上のような内容を盛り込んで、1名分ずつA4用紙1枚に収まるように文字の大きさやレイアウトを整えます。例えば、次のようなイメージです。

年 月 日 F 中小企業協同組合			
入国時講習 日本語指導報告書			
担当指導員氏名	〇〇〇〇、△△△、◇◇◇◇		
講習期間	月 日～ 月 日		
使用教材	主教材	〔(教材名)〕第〇課～第△課	
	その他		
技能実習生氏名			
入国時試験	文法	点(基準点)	点
	会話	点(基準点)	点
修了時試験	文法	点(基準点)	点
	会話	点(基準点)	点
具体的行動目標の 達成状況	[A・B・C]	〇〇〇……ができる (技能実習生の言語で併記)	
	[A・B・C]	△△△……ができる (技能実習生の言語で併記)	
	[A・B・C]	◇◇◇……ができる (技能実習生の言語で併記)	
	[A・B・C]	◎◎◎……ができる (技能実習生の言語で併記)	
	[A・B・C]	□□□……ができる (技能実習生の言語で併記)	
	[A・B・C]	▽▽▽……ができる (技能実習生の言語で併記)	
指導員のコメント			
記入者氏名			

アドバイス3 ▶▶▶ 技能実習生本人とも共有できる 報告書を作りましょう。

学習の成果は、学校の成績表と同じように、技能実習生本人にも伝えたいものです。そのためには、チェック項目等を技能実習生の母国語で併記しておきましょう。それによってこの報告書は、技能実習生にとって自分自身の現

在の日本語力を知る資料になるとともに、これから日本で生活していく中で日本語力の向上にも目を向ける良い動機づけになるはずです。

2017年3月までの 日本語指導員向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCO ホームページをご覧ください。
オンライン申込の他、1団体から複数名様でご参加の場合等は、申込用紙ダウンロード後、FAX かメールのご利用も便利です。どれも日本語指導の経験がない方もご参加になれます。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

2017年度の予定は4月以降にJITCO ホームページ等でご案内します。

☆日本語指導セミナー

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO 日本語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

「技能実習生のための日本語 みどり」簡易製本版+CD進呈!

賛助会員：10,000円 非会員：13,000円 (1名)
1/19(木)大阪、1/20(金)福岡、2/10(金)東京

*** プログラム 9:30-16:30 ***

1. 講習の日本語指導のポイント
2. 講習の日本語指導計画
3. インターネットサイト「JITCO 日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
4. 「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
5. 授業実習

☆日本語指導ワークショップ

テーマに沿ってピンポイントで考える約3時間のコースです。
賛助会員：5,000円 非会員：8,000円 (1名 1プログラム)
3/3(金) 東京

AM プログラム B、PM プログラム A
プログラム B：日本語指導員のための日本語文法入門
プログラム A：はじめての日本語指導
どちらか1つのプログラムだけでも受講できます。

☆日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記のセミナーやワークショップの日程が合わない場合の他、企業内研修等にもご利用いただけます。

賛助会員：5,000円 非会員：8,000円 (1名)
1回約3時間です。講師の交通費を別途ご負担ください。

- 技能実習生に対する日本語指導全般について、ご相談・ご質問を受け付けています。
能力開発部援助課 メール hiroba@jitco.or.jp
TEL 03-4306-1168
FAX 03-4306-1115

技能実習生

お国ぶり・暮らしぶり

あなたの国の暮らしに役立つ言葉

「石の上にも三年」は、日本人なら誰もが知ることわざです。冷たい石も、座り続けることで温めることができることの意を転じて、「我慢強く続ければ、何事も成功すること」の喩えとして用いられています。このことわざで言われる“三年”が、ちょうど技能実習の年数と一致しているため、実習実施機関等で技能実習生に教えられることが多い言葉の一つだそうです。今回は、それぞれの国でよく耳にする言葉を集めました。その国ならではの歴史や文化、国民性、暮らしの知恵や教訓を感じ取ってみてください。



中国

兎 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

志の大切さ —有志者 事竟成也—

初夢が語られる新年初頭、私が思い浮べたのは「有志者、事竟成也（志さえあれば最後には成功する）」ということわざです。出典は5世紀に成立した『後漢書』の耿弇伝こうえんてん。光武帝が、部下の将軍が負傷しながらも強敵を制したことについて、「この敵を倒すのは難しいと思っていたが、志があれば事は成就可以ると分かった」と発言したことが由来とされています。

このことわざから想起されるお話は枚挙にいとまがありませんが、その一つをご紹介します。

近年、中国のインターネット業界では、優秀な成績で学業を修めた天才と称される者が次々と現れ、事業者として成功しています。張朝陽氏（1993年にアメリカのMIT 博士号取得、1998年にウェブサイト「搜狐（ソウフ）」創業）、李彦宏氏（北京大学卒業後、アメリカの大学で修士取得。2001年、中国最大の検索エンジン「百度（バイドゥ）」を創業）などです。しかし、同じインターネット業界の成功者である馬雲氏（オンライン電子商取引のプラットフォーム「阿里巴巴（アリババ）」を創業）は、決して順風満帆とは言えない、挫折に満ちた道のりを歩みました。馬氏は北京大学を志し、1982年、18歳の時に全国統一試験に挑戦しました。ところが数学の成績はわずか1点。当然、落第してしまい、三輪自動車で書籍を配送するアルバイトに就きました。「このままでは終わりがたくない」と思っていた馬氏は、『人生』という小説に出会い、その物語から「人生の道のりはただ長いだけでなく、紆余曲折に満ちている。成功するためには、複数の試練を乗り越

えなければならぬ」という教訓を得ます。そして再び大学試験に挑戦するのですが、またもや数学は19点で、結果は不合格。両親には「大学進学^{たと}の才能がないのだから、何か生計を立てる術を身につけなさい」と諭されたそうです。でも馬氏は諦めませんでした。アルバイトを続けながら猛勉強をして、三度目の正直で20歳の時に、苦手だった数学で79点を取り、杭州師範学院の外国語学科の本科生になりました。馬氏は卒業後、英語教師の職と翻訳会社の設立を経て、1995年に渡米した際にインターネットに出会います。その利便性に気付いた馬氏は、同年4月、中国の杭州でインターネット会社を設立し、1999年にオンライン電子商取引のプラットフォーム「アリババ」を立ち上げました。しかし彼の困難は続きます。会社を設立して間もなく、運営資金が底をつき、給与の支払いすら滞るようになってしまいます。馬氏は苦境を乗り越えるために奔走し、2000年、日本のある企業から出資金を取り付けることに成功。会社は軌道に乗り、2016年の現在、世界最大の小売り取引プラットフォームとして成長を遂げました。現在では「アリババ」を通じたオンラインショッピングは中国の人々に広く浸透し、暮らしは便利になりました。

また中国には「行行出状元」という言葉があります。これは「どの分野でも卓越者が出る」という意です。私は長年、来日した技能実習生の指導に携わり、技能実習のためには日本語の習得が大切だと教えてきました。でも、毎日の技能実習でへとへとになり、勉強どころでない技能実習生も少なくありませんでした。ところが、ある縫製会社で出会ったAさんは違いました。Aさんは一日の技能実習が終わると、他の技能実習生が休んでいても、一人で日本語の勉強に没頭していました。Aさんには将来、日本語を仕事で活かしたい

という夢があったのです。Aさんは帰国後も勉強を続けて、日本語検定試験の2級、1級に相次いで合格。縫製の実務経験と日本語の能力が買われ、現在は日本の繊維メーカーの上海法人に就職し、現在も活躍しています。

私は、夢を実現して成功する者は、天才や大卒者とは限らないと思います。老若男女、分野を問わず、何かを成し遂げたいという志(計画・気・夢)を持って努力を続ければ、きっと報われるのではないのでしょうか。そして自分の夢を叶えることで、社会にも貢献できるようになるのだと思っています。



タイ

長島 文雄(有限会社アジアネットワーク代表)

小さなことを気にしない 「mai pen rai」の精神

タイでよく使われる言葉の一つに、「mai pen rai(マイ・ペン・ライ)」という言葉があります。この言葉は、タイの人々なら誰もが1日に1回は使うかもしれません。タイの人々は「マイ・ペン・ライ精神」を持つ人達だと言われています。また、「マイ・ペン・ライ精神」を理解しないと、タイ人とは付き合えないとも言われているのです。

「マン・ペン・ライ」を直訳すると、「ダニではありません」という意味になります。「ダニ」とは、刺されると痒くなる虫のダニです。どうしてこういう言い回しになったのかは分かりませんが、「マイ・ペン・ライ」の意味を辞書で引くと「気にしない」「大丈夫」というような意味が載っています。ところがです、日本人が思うような「気にしない」「大丈夫」ではないのです。例えば、食堂で店員が、誤ってコップの水をお客さんにこぼして迷惑をかけたとします。すると、お客さんは、店員に「マイ・ペン・ライ」と言います。これは、日本人としては理解できますよね。しかしタイでは、店員の方が「マイ・ペン・ライ」と言う場合があるのです。この時の「マイ・ペン・ライ」は、「小さいことだから気にしないでね、大丈夫でしょう?」というような意味なのです。もし日本で、水をこぼしてしまった店員が同じように言ったら、大変なことになりますが、タイの人は、良い意味でも悪い意味でも小さなことにこだわらない人が多いと私は思います。

この他にも、タイには動物にまつわることわざがあります。タイでは象がとても好かれており、ことわざの中にも多く登場します。「象に乗りバツタを捕まえる」は、大きな身体の象に乗りながら捕まえたのは、とても小さなバツタだけというこ

とで、莫大な投資をしてもわずかな利益しか出なかったことを意味します。「象は尾を見ろ、女性は母親を見ろ」というのは、女性と知り合うときは、その母親を見れば、女性の人柄がよく分かるというもの。なんでも、象は尻尾を見るとその器量分かるそうで、それに例えて、女性の気立ても母親譲りである、と考えられているのだそうです。

一見、日本とタイでは国民性が大きく違うと思うのですが、昔から伝わることわざには、日本のことわざに非常に似た言葉があります。知り合いのタイ人から、いくつか教えてもらいましたのでご紹介しましょう。

「壁には耳があり、ドアには目がある」は、日本でいう「壁に耳あり、障子に目あり」そのものです。どこで誰が話を聞いているか分からないので、話をするときには内容に気を付けてという意味です。「ヤシの殻の中のカエル」は、「井の中の蛙」ですね。「知識を多く持っている人は、実はそうではありません。そういう人ほど、他の人達から意見を聞こうとしないから」というような意味だそうです。「鞘の中の刃」というのは、ナイフを持っていても鞘の中から抜かないということです。識者は自分の能力を自慢しないという例えで、日本でいう「能ある鷹は爪を隠す」です。「両腕で魚を捕まえる」は、二つのことを同時にしようとするできないという意味で、「二兎を追う者は一兎をも得ず」そのものです。

またタイでは、人を揶揄する悪口の中でよく登場する動物がいます。水牛、犬、オオトカゲなどです。中でも水牛は多くの農村地帯で大活躍している動物なのに、気の毒に思います。その大きな体格と、のそのそと歩く姿が原因なのでしょう。水牛の名誉のために言い添えるならば、走る時とても俊敏で速いのですよ。



フィリピン

土橋 美沙(東京外国語大学 言語文化学部4年)

「毛布が短ければ、足を折り曲げよ」

フィリピンから日本にやってくる技能実習生の数は年々増えており、2013年度は5,000人に満たなかった入国者数は、2015年度は9,918人にのびりました。フィリピンの人々は、家族や親族の暮らしを支えようと、国内にとどまらず海外で活躍したり、奮闘する人が多いと聞いています。そんな彼らは、その土地の人々と交流を重ね、文化を知り、異なる環境に順応しながら強くなったり生きています。

そんな姿を、そのまま写し取ったようなフィリピンのこと

わざがあります。「Hangga't makitid ang kumot, matutong mamaluktot(ハンガット マキティッド アンクモット、マトウトン ママルクトット)」です。これは、下半身を覆うブランケットが足の長さ合わないのなら、自分の足を折り曲げて使えば問題はない、ということわざです。現在所有している物を最大限に生かして、うまく周りの環境に適応しなさい、という教訓として人々の間に伝承されてきました。

ことわざには、その国独特の歴史や文化が色濃く現れます。フィリピンはその歴史の中で、何度となく他国からの侵略を受け、スペインやアメリカの植民地となった過去を持ちます。皮肉にも現在の「フィリピン」という国名ですら、スペインの王様の名に由来するものなのです。先ほどのことわざから読み取れるのは、激しい環境の変化に常に適応せざるをえなかったフィリピンの人々の姿です。強国と強国の狭間に置かれ、強い影響を受けながら、フィリピンの人々は様々な想いを抱えて現在へと歴史を紡いで生きてきました。自国の文化を育みつつも、外部からの潮流を受け入れてきたフィリピンの歴史が、環境を真っ向から否定せず、多様な価値観や文化を受け入れる寛容な土壌を育んできたのではないだろうか、と私は感じています。

フィリピンに留学中に私が何度も目にしたのは、親類や友人はもちろん、通りがかりの他人にまで親切な対応をするフィリピン人の姿です。「困っている人がいたらみんなで助ける。私は当たり前のことをしているだけよ」と話すおばあちゃん(まばゆ)の笑顔は力強く、南国の太陽にも負けない眩さを放っていました。また、フィリピンの人々がお互いに挨拶をする時には、「こんにちは」というような、よそよそしい言葉は交わしません。家族や友人、知人とのコミュニケーションは「Kain ka na ba(カイン カ ナ バ)」というフレーズで始まるのが鉄則。もう「ご飯は食べた?」という意味のこの一言には、お腹を空かせている人がいたら食料を分け与えようという、優しさと思いが詰まっているのです。

人種や国籍など、様々な枠や境界線によって生まれた差別や奪い合いに苦しんだフィリピン人は、決して少なくありません。だからこそ彼らは、人種や国籍、国家の違いに固執せず、決まり切った物差しで測ることもなく、人と人が心を通わせる重要性を強く胸に刻んで、母国とは異なる場所に居ても、明るくたくましく生きているのだと思います。そして「環境に適応しよう」ということわざを忘れず、世界中の様々な場所で生活を営んでいるのです。そんなフィリピンの人々の姿から、「異文化コミュニケーション能力」や「グローバル人材」を求め続けている日本が学ぶことは、きっと多いのではないのでしょうか。



ベトナム

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

「鉄棒も磨けば針となる」

ベトナムには日本と同じように、古くから伝わったことわざがたくさんあります。ことわざが大好きな私は、日々の生活の中でよく利用しています。例えば「Có công mài sắt có ngày lên kim」ということわざは「鉄棒も磨けば針となる」という意味です。つまり、大変なことでも、辛抱強く頑張れば成功する、ということです。

小学校の頃、国語の教科書に Nguyễn Ngọc Ký (グエン・ゴック・キー) という少年のお話が載っていました。彼は両手が麻痺状態だったのですが、足で鉛筆を持つ練習を重ねた結果、文字が書けるようになったというもので、私の心の中にずっと残っていました。今回はこのグエン・ゴック・キーさんについて、お話します。

グエン・ゴック・キーさんは1947年生まれ。4歳の頃にポリオのせいで両手が麻痺状態になってしまいました。ご両親もご本人も「これからどうやって生きていけばいいのか」と考え、悲しい日々を送っていました。7歳になった頃、キーさんは学校に行きたいと思いましたが、両手が使えないので、入学できませんでした。でもキーさんは毎日教室の前まで行っては、先生の授業を熱心に聞いたそうです。そして家で、鉛筆を足でつかむ練習を始めました。苦勞の多い日々が続きましたが、終いには足で字を書いたり、道具を使ったりすることができるようになりました。学校の先生は半信半疑でしたが、キーさんの入学を許可しました。

その後も、まさに「鉄棒も磨けば針となる」ような努力を重ねたキーさん。勉強だけではなく、日常生活のことも何でも自分でできるようになり、生きていく自信がついてきました。1963年、キーさんはハナムニン省(現ナムディン省)の代表として、全国数学コンクール大会に出場し、見事5位を受賞し、ホーチミン・メダルを授けられました。1966年、キーさんはハノイ総合大学の言語学部に入学しました。入学後は病気がちで、在学中は命を脅かす病気に何度もかかりましたが、勉強だけは欠かさなかったといいます。1970年の大学卒業の際、自分が体験したことを足で書いた『Những năm tháng không thể nào quên(忘れられない年月)』という本を出版しました。ベトナム初の“足”で書かれた本となりました。

大学卒業後、キーさんは、故郷のナムディン省に戻って学校の先生になりました。体が不自由なうえに、当時は戦争

中で物資が不足していたので、どうすれば良い授業ができるのか、色々と工夫したそうです。例えば、授業の内容を大きめの紙に書いて、その上に別の紙を何枚か貼り、授業内容を書いた紙の一部が隠れるようにします。これを足で少しずつ剥がしながら、説明していくのです。面白い授業の仕方ですので、教鞭を取った35年の間に、たくさんの生徒を魅了しました。そして1992年11月20日、「ベトナム教員の日」に、「足」で初めて文字を書いた先生としてベトナム優秀教員賞を受賞しました。

1994年にホーチミン市に移住したキーさんは、2005年まで「授業観察員」として、各地の中学校を回って授業を参観し、その授業について評価報告を書くという仕事を任されました。今日まで学校等で学習・教育や生き方等に関する講演を1500回以上も行っています。教員を務めながら、本も書き続けています。今まで出版された本の数は32冊に上ります。2006年にはベトナム作家協会にも加入しています。

退職したキーさんは、現在、人工透析を受ける生活を送りながら、若い人達に生き方や学習方法を説くカウンセラーとして活躍しています。キーさんはよく次のように言っています。「成功には“M”から始まる言葉が6つあります。Mơ mộng, miệt mài, mưu mẹo, mạnh mẽ, mềm mại, may mắn (夢、勤勉、工夫、強さ、柔軟性、幸運)です」。頑張れば、できないことができるようになるという精神は、日々忘れてはならない、とあらためて強く思います。



インドネシア

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

インドネシアのことわざ、言葉遊び

インドネシア語を学び始めた頃、一番初めに覚えたことわざが「nasi sudah menjadi bubur」でした。Nasiは「ごはん」、sudahは過去を表し、menjadiは「～になる」という動詞で、buburは「お粥」。どれもインドネシア語の初級程度の単語です。「ごはんがお粥になっちゃった」という意味で、「もう手遅れであること」を表しています。米食文化の私達日本人も、共感できると思います。

インドネシアにはこの他にもたくさんのことわざがあり、日本と同様、ことわざを集めた書籍も出版されています。手に取ると、熱帯気候特有の生活に根差した言葉が集められていて、つい読み耽ってしまいます。

少し難しいことわざを上げてみましょう。「Sedia payung

sebelum hujan」です。Sediaは「準備する」、Payungは「傘」、sebelumは「～する前」でhujanは「雨」。想像がついた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。「雨が降る前に傘を準備しなさい」。つまり日本の「備えあれば憂いなし」と言ったところでしょうか。

続いては「Ada asap ada api」。インドネシア語を勉強している方がいらっしゃれば、考えてみてください。「ある、なし」の存在を表すAda、Apiは「火」、asapは「煙」。直訳は「煙があれば火がある」、日本語では「火のないところに煙は立たぬ」です。これに似たことわざとして「Ada gula ada semut」があります。gulaは「砂糖」、semut「蟻」で、「砂糖があれば蟻がいる」の意味です。インドネシアでは、台所の砂糖の容器から漂う甘い匂いをかぎ付けて、蟻が行列を作っている光景をよく見かけたものです。暮らしの中から生まれたことわざなのでしょう。

またインドネシア人は、お金についてのことわざや言葉遊びが大好きです。「お金が無い」ことを「Kantongnya kering」と言います。Kantongは「ポケット、袋」、keringは「乾く、干上がった」。ポケットが干上がった、空っぽだという意味です。インドネシアの季節は雨季と乾季に分けられますが、乾季の干上がった田んぼのイメージを重ねているのでしょうか。

私は留学中に、インドネシアの友人にあるネタで何度も笑わされました。「『さくらた』知っているか?」と聞かれ、「サクラタ? 桜田? 日本人の名前かなあ」と答えると、すかさず「『Saku ku rata』なんだよ～」と、困った顔をするのです。Sakuは、これも「ポケット」のことで、Kuは「私の(aku由来)」、Rataは「平ら」。「私のポケット、ぺっちゃんこ!」で「貧乏」と言いたいのです。どこかで「サクラダ」が日本語で意味を示す言葉であることを知ったうえで、そこにインドネシア語を被せた言葉遊びをしているのです。

皆さんもぜひ、ここで紹介したことわざを、技能実習の現場や技能実習生との交流の際に使ってみてください。私とインドネシア人の友人のように、言葉遊びを通じて発見することもありそうですね。

最後に、ことわざとは違いますが、私の好きなフレーズを紹介합니다。「Nasib, Rezeki, Jodoh tidak ada yang tahu」です。Nasibは「運命」、Rezekiは「稼ぎ」、Jodohは「縁」、tidakは否定語の「ない」、tahuは「知る」という動詞。「自分の運命、生涯の稼ぎや財産、縁(=結婚相手)を知る者はいない」という言葉です。人生は予測が不可能だからこそ味わいがあるのだと、あなたも思いませんか?



JITCOの教材

新刊の紹介 2016年度版を刊行!!

2016年度版 JITCO 白書(外国人技能実習・研修事業実施状況報告) (賛助会員割引対象外の教材)

定価: 1,620 円(本体 1,500 円+税) A4判 109 頁

この白書は、JITCO が 2015 年度に取り組んだ研修・技能実習の動向や JITCO の指導・支援活動にかかる統計資料、報告を取りまとめたもので、新たに都道府県別・国籍別・職種分野別技能実習 2 号移行申請者の状況についての資料も付け加えました。併せて事業報告及び事業計画も掲載し、事業実績等について図表等を活用してできるだけわかりやすく解説しておりますので、JITCO の事業活動が一目で分かります。



復刻版のお知らせ

(復刻版)外国人研修におけるトレーニングテキスト (賛助会員は割引)

■鉄筋施工コース(129 頁) ■型枠施工コース(193 頁) ■とびコース(226 頁)

定価: 各 2,160 円(本体 2,000 円+税) B5判

この復刻版は、「外国人研修におけるトレーニングテキストCD版」(1993 年～ 1994 年)の内容をそのままの状態で作本したものです。現在販売している「職種別研修 / 技能実習テキスト」と比較すると漢字に読みがながなく、日本語の難度が高めになっており、また確認問題や用語集も付いていません。ただ、内容は指導員も活用できるよう若干詳しく解説しています。本書は、技能実習が効果的に行われるように、各職種分野について、作業ごとに「課題→留意事項・使用設備・工具・材料・教材等→作業手順→課題ごとの評価(研修生の自己評価)」の手順で、習得すべき基礎的な技能と知識を写真や図解を用いてまとめたものです。

上記3種類以外に、8職種(旋盤加工、鋳造、建築配管、建築板金、左官、電気めっき、仕上げ(金型仕上げ)、内装仕上げ施工)の復刻版を既に販売しております。



既刊本の紹介

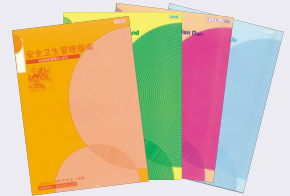
安全衛生管理のしおり (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版

定価: 各 1,882 円(本体 1,743 円+税) B5判 73 頁

日本では、作業場の安全衛生を確保するために、法律によって多くのことが決められています。さらに、それぞれの会社や職場でもいろいろな安全衛生のルールを定めています。こうした法律やルールを守らなければ、大事故や大けがにつながりかねません。

本書では、製造業の職場での対策を中心に、一般的心得をはじめ、服装、防火、保護具、防護設備、高所作業、騒音作業等の安全の基礎知識や、技能実習で資格が必要な作業や事故(災害)が起こった場合の対応等について取り上げています。入国前の研修や講習期間、技能実習の初期に安全衛生教育をするのに最適の書です。日本語との対訳形式で 4ヶ国語版(中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語)を刊行しています。



外国人技能実習における健康管理のしおり (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版

定価: 各 1,882 円(本体 1,743 円+税) B5判 83 頁

この本は、病気にかからず健康な体を維持していくために必要な生活の知識や技能実習現場での健康管理、もし病気にかかったときの、体に現れる症状と予測される病気の種類、緊急の場合の基本的対応についてイラストを交えてわかりやすく説明かしています。また、企業、生活指導員の方々に必要な健康管理の基本的な事項および最低限必要な病気の基礎知識をまとめてあります。日本語との対訳形式で4ヶ国語版(中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語)を刊行しています。



技能実習記録(講習記録付) (賛助会員は割引)

■技能実習記録 180 頁、講習記録 36 頁

定価: 1,080 円(本体 1,000 円+税) A4判

監理団体及び実習実施機関は「講習日誌」や「技能実習日誌」の作成が義務付けられています。この記録書は、いずれも適正な講習や技能実習が行われているかを自らチェックし、併せて地方入国管理局の調査や JITCO の巡回指導、または在留状況等の評価を受ける際の説明資料として活用することを目的としたものです。講習記録は2ヶ月間、技能実習記録は3年間を通して使用できるようになっておりますので、ぜひご活用ください。



※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→有料教材→「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO 教材センター

電話: 03-4306-1110

Fax: 03-4306-1116

E-mail: publication_center@jitco.or.jp

JITCO ニュース

【技能実習生への注意喚起のお願い】 失踪・ネット犯罪の防止について

最近も技能実習生がネット犯罪に巻き込まれる事例が報告されています。技能実習生の中には、インターネットや SNS の求人広告や知人からの勧誘等により、アルバイト感覚で自己名義の預貯金通帳等口座、キャッシュカード、携帯電話を他人に譲り渡したり、ATM で他人名義の口座から現金を引き出したりするなどの犯罪に加担しているケースが見受けられます。これらは、犯罪組織が言葉巧みに技能実習生を勧誘し、技能実習生は自らの行為が犯罪になるとの自覚がないまま行っている場合もあります。

技能実習生がこのようなかたちで犯罪組織に利用され、犯罪行為に加担した場合は、技能実習生自らが逮捕、検挙されるこ

とになったり、あるいは、これがきっかけとなり犯罪の道へと引き込まれ、失踪してしまうことになったりもします。また、こうしたことは、技能実習制度全体に対する信頼を大きく損なうことにもなります。

監理団体・実習実施機関の皆様には、技能実習生がインターネットや SNS などの甘い誘いに乗って犯罪に加担することのないよう、技能実習生に対し繰り返し注意喚起していただきますようお願いいたします。

なお、このたび警視庁が作成した技能実習生の失踪・犯罪防止の注意喚起チラシを JITCO ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

●ダウンロード先 <http://www.jitco.or.jp/stop/shissou.html>

▶お問い合わせ先

総務部 企画調整課 TEL:03-4306-1104

▼「失踪・犯罪防止の啓発チラシ」

(監理団体・実習実施機関向け) A 3版

▼「失踪・犯罪防止の啓発チラシ」(外国人技能実習生向け)

A4版 表面:中国語又は英語/裏面:日本語

外国人技能実習生失踪

外国人技能実習制度により、技能を身に付け、帰国後に第一線で活躍する技能実習生がいる一方で、志半ばで失踪してしまう技能実習生が年々増加しています。

外国人技能実習生の年間失踪者数

年度	年間失踪者数
H24	2,005
H25	3,566
H26	4,847
H27	5,803

平成27年中 外国人技能実習生失踪者数 **5,803** 人 (法務省調べ)

平成27年中 不法残留者(元技能実習生) 検挙数 **693** 名 (警察庁発表)

犯罪組織は、インターネットや SNS を利用し、技能実習生を好条件の仕事等の甘い言葉で誘惑し、犯罪の道へ引き込もうとします。

犯罪に加担・巻き込まれる可能性大!!

銀行口座・携帯電話の売買
不法就労
犯罪組織への加入

外国人技能実習生の失踪防止にご協力をお願いします。

街とともに。人とともに。 **けいしちよう**

那个诱惑、是犯罪

These following acts are crimes!

- Giving away mobile phones to others (Mobile Phone Impinger Use Prevention Act violation)
- Setting or giving away bank accounts or bank cards to others (Act on Prevention of Transfer of Client Records violation)
- Setting up others' accounts and withdrawing money from them (Unauthorized Withdrawal from Bank Accounts violation)
- Spending others' money by impersonating others (Unauthorized Use of Others' Funds violation)
- Drawing money from bank accounts of others through ATMs (Theft)

街とともに。人とともに。 **けいしちよう**

その誘惑、犯罪です

これらの行為は、犯罪になります!

- 他人に携帯電話を譲渡する (携帯電話譲渡防止法違反)
- 他人に銀行口座やキャッシュカードを売る、譲る (犯罪収益移転防止法違反)
- 他人になりすまして他者の口座に引き出す (ATM 偽造)
- 他人の口座 (預金) を不正に引き出す (不正利用)

街とともに。人とともに。 **けいしちよう**

	内容	場所	担当部	TEL	
1月	11(水)	技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	19(木)	日本語指導セミナー	大阪	能力開発部援助課	03-4306-1168
	20(金)	日本語指導セミナー	福岡	能力開発部援助課	03-4306-1168
	25(水)	JITCO特別講座「監理実務講座」～実効性のある監理とは～	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	27(金)	安全衛生セミナー	高松	能力開発部対策課	03-4306-1176
2月	1(水)	技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	2(木)	安全衛生セミナー	東京	能力開発部対策課	03-4306-1176
	2(木)	「実習生にヨッシャ感が湧く職場指導の心得」	名古屋	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	3(金)	「実習生にヨッシャ感が湧く職場指導の心得」	姫路	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	8(水)	技能実習生 受入れ実務セミナー -企業単独型コース-	東京	企業部企画課	03-4306-1156
	10(金)	安全衛生セミナー	神戸	能力開発部対策課	03-4306-1176
	10(金)	日本語指導セミナー	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
3月	23(木)～24(金)	技能実習生 受入れ実務セミナー -団体監理型コース-	東京	企業部企画課	03-4306-1156
	1(水)	技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	3(金)	日本語指導ワークショップ(プログラムA・B)	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168

セミナーのオンライン申込みをご利用ください! (JITCOセミナーのオンライン申込みガイド)

JITCOが開催する各種セミナーは、ホームページからオンライン申込みができます(一部非対応)。簡単で便利なオンライン申込みを是非ご利用ください。

JITCOホームページの「セミナー一覧」を開く (<http://www.jitco.or.jp/introduction/>)

セミナー名	日程・会場等	申し込み
技能実習制度説明会	2016/4/13(水) - 東京 (JITCO会議室) 受付終了	オンライン申込み
	2016/5/11(水) - 東京 (JITCO会議室) 受付終了	オンライン申込み
	2016/6/11(水) - 東京 (JITCO会議室) 受付終了	オンライン申込み
	2016/7/6(水) - 東京 (JITCO会議室)	オンライン申込み
	2016/8/3(水) - 東京 (JITCO会議室)	オンライン申込み
	2016/9/7(水) - 東京 (JITCO会議室)	オンライン申込み
	2016/10/5(水) - 東京 (JITCO会議室)	オンライン申込み
	2016/11/2(水) - 東京 (JITCO会議室)	オンライン申込み

クリックするとセミナー内容が表示される

クリックすると開催場所の情報が表示される

FAXでのお申込み

PDF



①「オンライン申込」をクリックすると、開催内容の詳細が表示され「予約へ」ボタンがガイドされる

②「予約へ」をクリックすると、予約者情報入力画面が表示されるので、予約情報の各項目を入力する。

③「次へ進む」をクリックする

④「予約を確定する」をクリックして予約完了

編集後記

■巻頭に掲載した通り、第192回臨時国会において外国人技能実習制度の新法案が成立しました。JITCOは本法律の具体的な施行日や省令公布等の状況について注視し、皆様に引き続き情報をお届けしてまいります。

法案の成立に先立つ10月7日に開催された「JITCO交流大会」では、新制度移行後のJITCOの支援事業についてJITCO専務理事新島良夫よりご説明いたしました。また法務省、厚生労働省、横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長の山本晴義様にご講演頂きました。講演内容の一部を本誌トピックスで掲載していますので、ぜひご覧ください。

同日には「第24回日本語作文コンクール」の表彰が行われ、最優秀賞に輝いた4名が堂々とした発表を披露してくれました。JITCOホームページ「JITCOチャンネル」ではその様子を動画で掲載しています。技能実習生たちの豊かな感性によって生み出された作品に、ぜひ触れていただければと思います。(N)

かけはし (JITCO JOURNAL) 第25巻128号

発行日 2017年(平成29年)1月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構
〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階・12階

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <http://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生・研修生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救護者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

NEW!
プレミアム
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 ※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

取扱代理店(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL 03-3453-3700
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

FAX 03-3453-3703
 メールで印鑑不要の簡単加入!!

第24回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール フォトギャラリー

2016年10月7日に開催された「JITCO 交流大会」では、第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの表彰式も行われました。当日の受賞者の皆さんのお写真をお届けします。



いよいよ登壇。少し緊張の色が浮かびます。



事前説明会を終え、受賞者の皆さんは会場へ移動。



受賞者と同行者の皆さん。当日は表彰式の事前説明から始まりました。



最優秀賞を受賞された4名。受賞と共に喜び合いました。



スポットライトが眩しい舞台上の様子。



母国の伝統的な衣装で参加する受賞者も。



審査委員長の講評に耳を傾けます。



誇らしげに表彰状を掲げる皆さん。



表彰式後の懇親会にて。交流大会の参加者と楽しく交流しました。



会場では、受賞者ごとに、日本での暮らしぶりをまとめた写真パネルを用意。自分のパネルの前で記念撮影。

技能実習Daysでは
お写真を募集しています

JITCO ホームページ及び「かけはし」では、監理団体・実習実施機関の皆様からご提供いただいた技能実習生達の日常のお写真を、コメントと共にご紹介しています。掲載ご希望のお写真がありましたら、総務部広報室(kouhou@jitco.or.jp)まで、写真のデータをお送りください。応募は随時受付中です。